

# 1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

落 合 功

(受付 2002年9月30日)

## はじめに

塩専売制以前における松永塩流通の問題を考えると、松永塩を始めとした沼隈郡域を後背地として形成した尾道市場との関わりを検討する必要がある。尾道は、近世後期から明治初期にかけて、金融危機などの結果、経済的基盤が揺らぎ、究心性を失うが、その後再び肥料流通などを基礎としながら復活を遂げていく。こうした歴史的経緯について、松永塩流通から考えると、松永の塩商業組織が北前商人との間で行われる直接取引から、尾道商人を中継ぎとし、尾道市場の後背地へと再編成される過程として位置付けられるだろう。

以前筆者は、近代以降、松永塩を販売する担い手として、産地の商業組織である松永塩商社の動向と尾道市場との関係から検討した<sup>1)</sup>。それによると、松永塩の販売先が新潟を中心とした北国地方を対象とすることは、近世以来変わらないものの、重要な点は、尾道商人を介するか否かであるという点にあることを明らかにした。近代前期以来、尾道商人を介して販売された松永塩も、1880年代後半になると、通信システムの整備、日本郵船会社との提携などを通じて、北国地方の商人と直接販売が行われるようになる。しかし、こうした直接取引は必ずしも円滑に行われず、結果として、尾道商人を介した形での取引形態が主流となったのである。

このように、松永塩商社が直接取引を志向しながら、必ずしもうまくいかなかった理由として、①1880年代後半に直接取引を可能とした諸要素が十分に機能しなかった点、②尾道市場全体の問題、③尾道において実際に塩を取引する塩商人の求心性の問題、の三点を指摘することができる。以下、簡単に述べてみよう。

まず第一は、1880年代後半に直接取引を可能とした要素である情報・通信システムや輸送手段が未成熟であった点があげられる。たとえば、情報・通信システムの場合、以下のようになる。松永塩商社は、為替の取組みにおいて、尾道の第六十六国立銀行を利用していた。しかし、松永塩商社の販売先として大口の取引先がある直江津には、この第六十六国立銀行と直接取引することのできる銀行が存在しなかった。このため、一度新潟へ送り、第四国立銀

1) 拙稿「1900年前後における松永塩流通の展開と尾道市場」(『経済科学研究』第5巻第2号, 2002年)

行を通じて、尾道の第六十六国立銀行に送らなければならなかったのである。また、松永塩商社が北国地方に代理店を設置したとしても、相場の高低などの、伝達を頻繁に行う必要があり、手続きが煩瑣であることは否めなかった。

同様に、直接取引を可能にした物流手段においても問題が残されていた。直接取引を可能とした要素として重要な日本郵船会社との契約においても、尾道港へ寄港する条件として4000俵を超える必要があった。このため、必ずしも消費地のニーズに即座に対応するものではなかったのである。つまり、産地の商業組織と消費地の商業組織（本論の場合、北国商人）が、直接取引することを可能とする要素は見られつつも、それらの要素は未成熟であったのである。

また一方、尾道市場は、幕末期に一時停滞するものの、その後、近代以降再び集散市場として成長する。これが第二番目の尾道市場全体の問題点である。すなわち尾道市場は、地元商人は手船を有することはなかったが、天然の良港のため、多くの船舶が寄港した。地元だけでなく、瀬戸内一帯をも対象とした集散市場である点や、1895年には株式会社尾道米塩肥料取引所といった取引所を設置することで、塩取引の活性化に寄与したのである。また、尾道商人の資金が蓄積され、経済的基盤が固まるなかで、再び求心力を持つ市場として再編成されたのである。

そして、かかる尾道市場自体の問題も重要であるが、それと共に、松永塩流通を考える上で、第三番目の要素であり、尾道市場を支える取引主体となった尾道商人自体を検討する必要があるだろう。尾道商人は、松永塩に限らず、向島など周辺に点在していた塩田から塩を集荷し、北前船を通じて北国市場を中心に各地に販売された。ちなみに、事実関係から述べると、松永塩を扱うのは、おおよそは尾道在住の商人であったが、それに限らない。糸崎在住の商人などもいるが、本論では一括して尾道商人として紹介したい。

以上を踏まえつつ、本論では、尾道塩市場を考える上で、その担い手として、尾道塩商人について検討する。具体的には、尾道商人として松永塩の相当量を扱った食塩商会を取り上げたい。食塩商会は、1889年に創立した。食塩商会については、「尾道商業会議所報告」などの裏表紙にも広告が大きく掲載されており、尾道における食塩商会の重要な地位を知ることができる。また、広告には「食塩其他各国物産委託販売」と記載され、食塩の取り扱いだけでなく、肥料を始めとした各国物産の委託販売を行っていた。

以下、①尾道市場における食塩商会の位置付け、②食塩商会の取引形態について、③食塩商会の経営動向の三つの面から紹介していくことにしたい<sup>2)</sup>。

2) 本論と深く関係するものとして、拙稿「瀬戸内塩流通の展開と塩専売制」（中西聡・中村尚史編『商品流通の近代史』2003年刊行予定）がある。合わせて参照されたい。

## 一．尾道市場の展開と食塩商会

尾道が、松永塩の集散地として重要な意味があったことは、これまで明らかにした通りである。1900年度と1902年度の食塩仕向地を示した<表1>を参照してみよう。1900年度の動向から二つの点が指摘できる。一つは、松永塩の販売先は、北国を中心としながらも、東京にも送られている点であり、もう一つは、汽船と帆船が仕向地によって大きな差がある点である。たとえば、東京・新潟は、帆船が中心であり、柏崎・糸魚川・小樽などは、主として汽船であった。そして、汽船と帆船の送荷の比率は、ほぼ同じである。それに対し、1902年度の食塩仕向地とその量を参照してみよう。同表を参照すると、食塩の輸送量の8割が汽船によるもので、この二年間で帆船積から汽船積へと大きくシフトしている。また、輸送先も直江津が主体となり、新潟・東京などの輸送量は激減ないしは見られなくなっている。特に、1900年度の段階では、輸送量の大きなウエートを占めていた東京への移出は全く無くなっている。1900年における東京への送荷が一過性であったか否かはこの表だけでは明らかにならないが、松永塩の販売先として直江津が、この時期重要な意味をなしていることは明らかとなるだろう。

<表1> 1900年度・1902年度における食塩商会扱い塩、仕向先と仕向俵数

年 度	仕向先	食塩仕向俵数	
		汽 船	帆 船
1900年度 (00年3月～01年2月)	直 江 津	77,570	7,042
	新 潟	35,298	72,716
	糸 魚 川	2,668	
	柏 崎	9,717	1,890
	土 崎		3,515
	酒 田	2,012	
	小 樽	7,692	2,520
	東 京	513	68,150
	合 計	135,470	155,833
1902年度 (02年3月～03年2月)	直 江 津	117,506	
	柏 崎	9,891	7,438
	新 潟	19,417	27,836
	北 海 道	103	
	合 計	146,917	35,274

橋本家文書参照

また、1900年に、船舶を利用して芸備地域の港から移出された塩は、<表2>の通りである。同表によれば、芸備地域から送られる塩の8割以上が尾道から県外へ移出されている。尾

＜表 2＞ 広島県下（尾道～竹原）塩浜における食塩  
移出港，移出高

年 代	食塩積出港	積入高（俵数）
1900年度 (00年3月～01年2月)	尾道港	343,204
	糸崎港	55,238
	竹原港	16,482
	合 計	414,924

橋本家文書参照

道港が広島県下の最大の塩移出港となる理由として二つの点が指摘できるだろう。一つは、広島県域には、各所に塩田が点在するが、基本的に竹原塩田を除き、県下の塩田のほとんどが尾道周辺に点在している。もう一つは、塩を集散する問屋が多く存在していたことがあげられる。尾道は天然の良港であり、近世以来、干鰯や塩取引を始めとして多くの商取引がなされていた。広島藩でも藩札発行の札元を広島城下町と共に尾道にも設営しているように、経済的基盤が強かった。

＜表 3＞は、船積みによる県外塩移出量について、食塩取扱商人（組織）ごとに示したものである。1900年度、広島県下において食塩を取り扱う商人は、大小14に及ぶが、その中で最も塩の取り扱い量が多い商人が食塩商会であった。1900年度、広島県域で生産した41万俵余りの塩を船積で積載しているが（竹原・糸崎・尾道の三港での移出分）、尾道にあった食塩商会はその半分以上を移出していた。実際、圧倒的な量を移出していたことがわかるだろう。

＜表 3＞ 食塩取扱商人名と扱俵数

年 度	食塩扱商人名	食塩扱俵数
1900年度 (00年3月～01年2月)	食塩商会	222,060
	首尾木新造	64,112
	小西助七	32,752
	篠原支店	30,002
	首尾木茂三郎	28,167
	その他9名	37,831
	合 計	414,924

橋本家文書参照

また＜表 4＞は、県下塩浜で県外へ移出された塩について、塩浜ごとに示したものと、食塩商会が扱った塩の量を銘柄ごとに示したものである。＜表 3＞と＜表 4＞で食塩商会の取り扱い俵数が異なるが、これは、食塩商会が取り扱う銘柄には、県外のものも含まれていることが理由であると考えられる。また、＜表 4＞を参照すると、竹原浜の取扱量が、食塩商会の方が県内での船積俵数を上回っている。食塩商会で竹原塩を扱う場合、陸送の方が多かつ

## 1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

＜表4＞ 広島（一部を除く）塩浜，食塩船積俵数と食塩商会

年 代	塩浜名	食塩商会扱俵数	食塩船積俵数
1900年度 (00年3月～01年2月)	松永浜	70,032	189,029
	岡本浜	13,855	38,225
	肥浜	23,649	38,659
	富浜	27,362	61,119
	吉和浜	16,081	42,504
	三原浜	3,300	16,161
	竹原浜	23,000	10,748
	脇浜	74,611	12,016
	阿伏兎浜		6,145
	山波浜	310	318
	合 計	252,200	414,924
1902年度 (02年3月～03年2月)	松永塩	71,388	143,961
	岡本塩	8,042	28,700
	肥浜塩	13,850	34,688
	富浜	4,700	53,403
	吉和塩	8,450	27,337
	三原塩	9,500	29,377
	竹原塩	500	
	山波塩	200	
	脇浜	61,961	
	合 計	178,591	317,466

橋本家文書参照

たことが理由として考えられるが詳細はわからない。これら不明な点を踏まえつつも、これらの表から、尾道港に送られる塩は、松永浜を始めとして富浜・岡本浜など尾道周辺の塩田から多くの塩が船積みで県外へ移出されている。そして、これら食塩船積俵数の半数以上を取り扱っていたのが食塩商会であった。次に、この1900年代における食塩商会の動向について紹介していくことにしよう。

### 二. 食塩商会の取引形態

食塩商会について、組織の内容を示す史料は、残されておらず、わからない。ただ、先に塩問屋である橋本吉兵衛を紹介したが、その塩問屋を改組したものと考えられる。橋本吉兵衛は、1901年には第六十六銀行の頭取に就任しており<sup>3)</sup>、尾道における経済面の指導的立場にあり、諸商品取引において重要な役割を果たしていた。後述するが、食塩商会が7000円余り

3) 広島県立文書館「備後国御調郡尾道町・橋本家文書(1)解説」(『広島県立文書館所蔵文書目録 第7集』2000年)

の欠損を出し、1904年8月、橋本吉兵衛は、食塩商会の事業から手を引いている。

食塩商会という名称からも食塩を専門的に取り扱う商人のような印象を受けるが、実は塩を始めとした空缶・柿渋なども塩と共に取引商品であり、口銭収入を得ている。また同時に肥料類も保管・販売している。

この食塩商会の取引の様子が見える史料は、ほとんど残されていないが、関係史料として二点紹介しておこう<sup>4)</sup>。

<史料1>

預り証

一 鯨ノ粕貳百本也

此貫五千參百參拾五貫九百匁

是ハ合名会社食塩商会取扱貨物也

船賃壹本八厘

番号百貳拾壹号

倉名 岡田庫

庫敷料壹本ニ付壹ヶ月

壹錢壹厘

中背賃壹本ニ付水揚庫入出シ

四錢貳厘也

右貨物当方預り規則ニ基キ正ニ相預置候此証券引換相渡シ可申候也

明治三十三年十月十六日

備後国尾道町 橋本吉兵衛 印

(橋本吉兵衛貨物預印)

瀬戸文七殿

勢運丸與平殿

(裏面)

此預り証券ハ貨主ニ於テ当方預り規則承諾ノ上、発行セシモノニ付、預り貨物ニ係ル事柄ハ総テ該規則ニ拠リ、之ヲ取扱フベシ、則左ニ其要条ヲ示ス

一 預り中貨物ニ対スル損害ハ左ニ掲ケル項目ニ該当スル場合ニ限り、之レヲ負担シ、時価ヲ以テ弁償ス、其他天災地変強盗総テ拒クヘカラサル災厄ニ罹リタル損害又鼠喰虫入台付物品ノ性質季候ノ変遷等ヨリ生スル減量等ハ、一切其責ニ任セサルベシ

一 雨漏 一 窃盗 一 紛失

二 貨物預り期限ハ満一ケ年以内トス、若シ満期ニ至リ預ケ継キヲ求メアルトキハ、更ニ預り証券ヲ書換交附スベシ

三 預り貨物ハ預り証券ト交換引渡シヲナシ、証券交換ノ外一切貨物ヲ還付セス

4) 本論で掲載した史料は、全て広島県立文書館所蔵橋本家文書である。

- 但シ場合ニ因リ電信郵便ヲ以テ請求アルトキハ預リ主ハ一切問合ヲナシ、回答ヲ得  
確實ト認ムルトキハ、之レヲ証トシテ引渡ヲナス事アルベシ
- 四 貨主ノ都合ニ因リ貨物幾分ノ庫出シ請求アルトキハ、預リ証券内渡シノ欄内ヘ其箇数  
等記入ノ上、之レヲ引渡スヘシ
- 但シ場合ニ拠リ、第三項但シ書同様ノ手續キニテ内渡ヲナス事モアルヘシ
- 五 貨主ニ於テ預リ証券ヲ焼亡流失又ハ紛失セシトキハ、速ニ其通知アルヘシ、預リ主ハ  
通知ニ依リ直ニ芸備日々新聞大坂朝日新聞ヲ以テ其事故ヲ広告シ、三ヶ月ヲ過キ、猶  
發見セサルニ於テハ、預リ主承認スル二人以上ノ保証人ヲ立テシメ、代リ証券ヲ交附  
スヘシ、其場合ニ於テハ広告料其他ノ費用總テ請求者ヨリ申受クヘシ
- 但シ新証券交附后若シ旧証券發見スルモ預主ハ一切其責ニ任セス
- 六 預リ貨物ヲ預リ券ヲ以テ売買又ハ讓與シ、或ハ抵当ニ供スルハ貨主ノ随意ナリト雖ト  
モ、該証券ノ記名ヲ改メサル間ハ預リ主ハ事故ノ如何ニ拘ハラズ預リ証券ノ記名ヲ以  
テ總テ其受引ヲナスヘシ
- 七 預証券ヲ以テ其貨物ノ売買讓與ヲナサントスルトキハ、其証券持參証印ヲ受クルヘ  
シ、其証印ヲ受ケサルモノハ預リ主ハ預証券現在記名主ヲ以テ貨物所有主トス
- 八 貨物預リ中損傷或ハ変性スヘキ恐レアリテ、預リ主ヨリ庫出シヲ促シタルトキハ預ケ  
主ハ直ニ庫出シスヘシ、若シ貨主之ヲ怠タリ為メニ倉庫及ヒ他ノ貨物ヘ損傷ヲ生シタ  
ルトキハ、貨主其損害ヲ償フヘシ
- 但シ本条ノ場合又ハ庫出シヲ拒ミ、或ハ貨主居所分名ナラサル場合ニ於テハ其貨物  
ヲ公売ニ付スル事ヲ得ヘシ
- 九 期限ニ至リ庫出又ハ繼續預ケノ手續ヲ為ササルトキハ、預リ主ハ書留郵便ヲ以テ之レ  
ヲ貨主ヘ促シ、貨主猶之レヲ怠タリ或ハ拒ム等ノ場合ニ於テハ、左ノ項目ニ因リ処分  
スヘシ
- 一庫出シノ照会ヲ為シ、日数二十日間ヲ過キ尚ホ庫出シセサルトキハ其貨物ヲ公売ス  
二庫出シノ照会ヲ為スモ貨主ノ居所分明ナラサルトキハ、芸備日々新聞大坂朝日新聞  
ヲ以テ広告シ、日数三日間經過ノ后其貨物ヲ公売スヘシ
- 十 第八項但シ書、及ヒ第九項ニ拠リ公売セシトキハ、其代価ノ内ヨリ庫敷料広告料其他  
一切ノ入費ヲ引去リ、其余金アルモノハ之レヲ貨主ヘ還付シ、又居所不分明ノモノ  
ハ、預リ主ヘ預リ置キ、追テ貨主ノ申出ヲ待ち之ヲ還附スヘシ
- 十一 預リ主ニ於テ公売ヲナシタル場合ニ限り、其預リ証券返戻ナキモ之ヲ廢紙トナシ、預  
リ主ハ其貨物ニ對シ一切責任ヲ負擔セス
- 十二 貨主貨物ヲ庫出シスルニ當リ、庫敷料等払入レナキトキハ、預リ主ニ於テ一時貨物  
ヲ取押ヘ置キ、其決算ヲナサシムヘシ

<史料1>は、橋本吉兵衛が、瀬戸文七へ提出した預り証文である。内容は、鯨ノ粕200本を瀬戸文七が食塩商会の取扱貨物として預ったことを示している。同史料の裏面を参照すると、第二項に「貨物預り期限ハ満一ケ年以内トス、若シ満期ニ至リ預ケ継キヲ求メアルトキハ、更ニ預り証券ヲ書換交附スベシ」と、預り期限を一年とすることが示されている。また、同史料から橋本吉兵衛が鯨ノ粕を200本預ったことが記されているが、翌1901年2月26日に鯨ノ粕200本が売れている。蔵出しについては、第四項に「貨主ノ都合ニ因リ貨物幾分ノ庫出シ請求アルトキハ預り証券内渡シノ欄内へ其箇数等記入ノ上之レヲ引渡スヘシ」と、記載されているが、実際、貨主の要請に応じて、蔵出しが行われている。このことを考えると、品物を保管するだけでなく、食塩商会が肥料の委託販売も行なったものとして考えることができるだろう。ちなみに瀬戸文七は、肥料が売れた2日後の2月28日に、この売れた1756円余りを元手として、食塩商会を通じて、松永塩・肥浜塩合計3000俵弱と空缶550函を2800円余りで購入している。次に<史料2>を参照してみよう。

<史料2>

買附貨物預り証

品名個数 松永塩壺千五百俵

是ハ元価金相済

同塩七百俵也

是ハ元価ノ内金参百円入

摘要 三十五年九月下旬渡ノ事

右御買附貨物正ニ相預り候也

追テ此預り証ノ裏面記載ノ各条項ハ委託主ニ於テ御承諾ノ上買附相成リタルモノナリ

明治三十五年八月十四日

広島県尾道市

受託主 食塩商会

委託主木下武兵衛殿

(裏面)

第一 御買主ニ対シ我同業ニ於テ一定セル此預り証ヲ発シ、尚業務ノ取扱ヒニ就テハ着実ヲ旨トシ、信用ニ背カザル事ヲ勉ム可シ

第貳 顧客トノ通信ハ緩急ヲ見計リ電信又ハ郵便ニ依ル可シ

但シ 電信ノ誤字等総テ中間ニ於テ生ジタル誤謬ハ当方其責ニ任ゼス

第参 御買附ノ貨物ヲ他へ運送スベキ御申込アリシ時ハ其取扱ヲナスベキモ、若シ積込船名若クハ陸送ノ御指図ナキ時、又ハ受渡シ期間ノ経過セシモノモ拘ラズ現品ノ引取りナキ場合ニ於テハ、適当ト認メタル郵便又ハ陸送ヲ以テ一次或ハ数次ニ送付



致スベシ

- 第四 前条ノ場合ニ於テ積込船又ハ陸送ノ御指図アリシ時ハ成ヘク御指示ニ依リ積込ムヘキモ船艙、又ハ船便或ハ陸送ノ都合ニ依リ、其全部若クハ幾部ノ積残シニ対シテハ更ニ運搬ノ御指図ヲ請クベキニ付速ニ御通知アル可シ、若相当ノ日数ヲ経過スルモ御通知ナキ時ハ、前条ノ通り取計フ可シ
- 第五 御買附ノ貨物ニ付、北陸筋又ハ北海道ノ如キ地方ニ送付スベキ、御指図ヲ受ケ終航期ノ船便ニ積込ヲ為ス場合ニ際シ、積残ヲ生シタル時ハ、其俣之レヲ預リ置キ、翌年開航ノ期節ヲ俟チ送付致スベシ
- 第六 貨物ノ食塩ニシテ前三条ニ依リ、積残ヲ生ジ預リ置キシトキハ其既ニ俵造セシモノハ、俵造ノ俣、又以前ノモノハ次回積込ヲ為ス時有合品ヲ充当ス可シ
- 第七 貨物ノ全部ト一部トヲ問ハズ、前数条ノ規定ニ依リ積込ミヲ終リタル時ハ、其部分ノ引渡済ト見做シ、直ニ之ヲ通知致スベシ、依テ積込後ノ延着ハ勿論、其他ノ事故ニ依リ貨物ノ減損、若クハ全滅又ハ荷造ノ毀損品質ノ変性等ヲ来スモ当方ハ其責ニ任ゼザル可シ
- 第八 貨物ヲ運送スルニ当リ、荷為替取組ノ御依頼アル時ハ、荷物保険ノ附シアルモノニ限り、時価十分ノ七以内ノ金額ヲ以テ取組ヲナスベシ  
但金融上止ヲ得ザル場合ハ全ク謝絶スル事アル可シ
- 第九 貨物ノ御預置キニ付テハ、当方ハ充分ノ注意ヲナスベシト雖天災其他防グベカラザル災厄ニ罹リシ、損失又ハ鼠喰虫入其他物品ヨリ生スル自然ノ腐敗減量殊ニ俵造シタル食塩等自然ノ升減、又ハ俵装ノ汚染及ビ毀損等ニ付テハ当方ハ其責ニ任セサルベシ
- 第十 当方ノ掛り物諸立替金等ハ送荷ノ際、申受ク可シ、仮令無値段ノモノト雖受渡シノ期間後ニ生シタル費用ハ御買主ノ負担タル可シ
- 第十壹此規定ニ掲ゲザル諸般ノ手續ハ、総テ当方ノ習慣ニ従ヒ、取扱フモノトス
- 第十貳以上ニ掲クル条項ニ依リ引渡ヲ終リタル後ハ、此預リ証ヲ還付アル可シ、仮令之レナキモ以後無効タル可シ

以上

同史料から明らかな通り、食塩商会は、積み荷を保管するだけでなく、貨主の依頼に応じて塩を購入・保管することを業務としていた。同史料は、松永塩2200俵の買付けを木下武兵衛が食塩商会に委託したものである。そのうち1500俵分について、元価分の納金は既に済んでおり、700俵分の300円が入金されている。裏面第三項を参照すると、「御買附ノ貨物ヲ他へ運送スベキ御申込アリシ時ハ其取扱ヲナスベキモ、若積込船名若クハ陸送ノ御指図ナキ時、又ハ受渡シ期間ノ経過セシニモ拘ラズ現品ノ引取りナキ場合ニ於テハ適当ト認メタル郵便又ハ

陸送ヲ以テ一次或ハ数次ニ送付致スベシ」と記載されている様に、買付けが行なわれた段階で、委託主の依頼に応じて輸送することが取り決められている。摘要に「三十五年九月下旬渡ノ事」と、品物の受け渡される時期が記載されてあるが、実際、9月25日に、2000円余りで仕切が行なわれている。

同史料から、食塩商会は、各船主の依頼に応じて、各銘柄の塩を調達し、取り揃えていることが中心的な業務であることがわかるだろう。また、同時に荷おろしされた肥料については、保管され、他所へ輸送したり販売することを業務としたのである。

食塩商会が集荷した各地の塩商業組織（食塩取扱会社）を示したく表5を参照してみよう。地元備後の各塩浜以外の安芸・伊予からも塩商業組織を経由し、塩を集荷している。同表を参照しても、地元の塩商業組織を経由して集荷していることがわかるだろう。つまり、先のく史料1く史料2くの検討結果をも勘案するとき、食塩商会の性格は、近世的な問屋制の前貸しや資金を投下して産地を掌握し、集荷するのではなく、廻船（社外船）の依頼に応じて、寄港する予定の時期までに塩を購入・保管しておくことを主たる業務としていた。その意味では、食塩商会は、各塩浜に見られる産地問屋の成立を前提としながら、各地塩田からの集荷と口銭収入を基調とした商業組織として再編成されたものと考えられる。また、首尾木などの同じ塩商人から購入することもあるが、それは、依頼した銘柄の塩が手に入らないとき（あるいは不足したとき）、この様な手段がとられたものと考えられる。無論く表3くで既に明らかなように、備後の塩浜から集荷したものがその大部分を占めたことはいままでもない。

く表5く 食塩商会取引塩銘柄と会社名

国名	塩銘柄	扱ひ会社名
備後	松永塩	松永塩商社
	岡本塩	岡本組
	肥浜塩	肥浜本組，天野組
	富浜塩	改良組，富浜製塩会所
	山波塩	熊丸元太郎
安芸	三原塩	三原浜，三原製塩所
	竹原塩	竹原塩会社
	吉和塩	吉和塩商社
	瀬戸田塩	食塩会社
伊予	波止浜	河野亀蔵，塩産会社
	多喜浜塩	産塩会社，東浜会社
讃岐	新斎田塩	
阿波	斎田塩	芸予会社など

橋本家文書参照

1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

食塩商会が集荷した塩は、＜表6＞に見られる通り、越後新潟・直江津の北前商人が多く購入している。食塩商会における、取引先を五十音順で示したものが＜表7＞であるが、二つの表を併せて検討すると、大井健次郎（越後新潟）、斎藤幸市などの様に恒常的に取り引きが行なわれる場合と、一度だけの取引で終わっている一過性の商人があった。また、塩移出

＜表6＞ 食塩商会取扱塩・商人名・俵数

年 代	貨主5,000俵以上の商人	商人所在地	取扱俵数
1900年度 (00年3月～01年2月)	白井儀兵衛	相模国浦賀	34,124
	林清	加賀大聖寺	23,402
	大家七平	大阪	12,202
	木下武兵衛	大阪	11,350
	共同合資会社	越後直江津	10,400
	田辺徳治郎	越後新潟	10,300
	盛塩株式会社	越後直江津	9,500
	石塚合資会社	越後直江津	9,000
	中林嘉助	越後新潟	8,575
	中山藤七郎	越後新潟	8,532
	斎藤幸一	越後新潟	8,500
	合資会社	越後直江津	8,000
	伊藤祐市	小樽	6,100
	小川藤吉	越後直江津	5,550
	内山啓太郎	越後直江津	5,300
	大井健次郎	越後新潟	5,000
	山岸喜藤太	越後柏崎	5,000
	その他61名		71,365
		合 計	
1902年度 (02年3月～03年2月)	小川藤吉	越後直江津	23,412
	佐藤安五郎	越後直江津	17,150
	共同合資会社	越後直江津	15,250
	盛塩株式会社	越後直江津	14,900
	前崎寅蔵		14,500
	西野常吉	加賀塩谷	9,850
	木下武兵衛	大阪	9,200
	西巻時太郎	越後柏崎	7,340
	牧口義矩		7,250
	田辺徳次郎	越後新潟	7,000
	加納彦介	糸崎	6,500
	金田屋商店		5,000
	以下26名		41,239
		合 計	

橋本家文書参照

落 合 功

<表 7> 食塩商会取引商人名

商 人 名	所 在 地	21期	22期	23期	24期	25期	27期	30期
青山市郎平	越後直江津		★					
青山松蔵	越後新潟				★			
赤藤祐作						★		
網谷由治郎					●			
井合幸右衛門	越後		★					
飯山勝吉		★	★		★			
井岡県太郎	東京	★						
井倉善六								★
池島與吉				★	★	★	★	★
池田忠三郎						★		
石井芳太郎								★
石塚合資会社	越後直江津		★	★				
石原平右衛門								★
泉藤蔵					★			
板谷吉左衛門				★	★			
板谷合名会社			●		●	●		●
板谷初太郎				★				
板谷宮吉		●						
伊藤祐市	小樽	★●	★					
稲島常太郎						●		
井上半十郎			★					
井本善十郎						●		
入村幸蔵（入村商店）			★		★		★	★
岩島七三郎							★	
上原吉之助	越後直江津					★		
臼井儀兵衛	相模国浦賀		★	★	★		★	
内山啓太郎	越後直江津		★	★				
卯目丸仁太郎、丹保佐吉郎			★●	★●	●		●	
栄徳丸祐二	加賀塩谷		★					
恵比寿屋熊次郎								★
大井市治	越後新潟		★					
大井健次郎	越後新潟	★	★	★	★	★	★	★
大串重右衛門								★
大串重作			★		★			
大月清左衛門			★					

1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

<表7> 続

商人名	所在地	21期	22期	23期	24期	25期	27期	30期
大家七平	大阪		★	★	★	★		★
岡崎利三郎	越後各立		●		★			
岡田金吉					★			
岡田喜与門			★					
小川藤吉	越後直江津	★	★		★	★	★	★
小川與三郎	新潟県新潟			★				
沖野栄七			●					
恩田甚作						★	★	
片桐寅吉	新潟県新潟		★		★●			
角久合資会社								★
金井定吉			★		★			★
金谷平吉	越後新潟・直江津	★	★		★	★		★
金吉丸與三郎				●		●	●	
金田屋商店							★	
神勢丸喜三郎	越後新潟						●	
唐銅甚蔵	越後直江津		★					
神部芳蔵			★					
北吉進		★						
木下辰五郎					●			
木下忠		●	★●	●		★	●	
木下伝二							●	
木下武兵衛	大阪		★	★	●	★	★	★●
共同合資会社	越後直江津	★	★	★	★	★	★	★
久保田長吉		●		●				
久保田長左衛門			★					
久保彦助		●						
景山甚右衛門					●			
玄田権次郎							●	
幸栄丸與三郎							●	
合資会社北越商会							★	
河野豊松			★					
小林合資会社			★					
近藤金蔵					★			
近藤平七				★				
斎藤市次郎							★	★

落 合 功

<表7> 続

商 人 名	所 在 地	21期	22期	23期	24期	25期	27期	30期
斎藤幸市	越後新潟	★	★	★	★	★	★	
斎藤支店								★
斎藤佑作				★				
斎藤和嘉造			★					
酒谷長一郎								●
酒谷長平					●			
坂田與市						●		●
桜井八太郎								★
佐藤善七					★			
佐藤安五郎	越後直江津	★	★		★	★	★	★
七野伝左衛門					★	★		
篠原支店					★			
柴田直次郎					★			
四方長七	加賀国瀬越	★		★		★		
清水與平	越後新潟	★						
首尾木義三郎						★		
商栄社							★	
食塩合資会社	越後糸魚川		★					
白川藤左衛門			★					
信益合資会社					★			★
新波長三郎	加賀塩谷		★					
新保啓吉	越後直江津		★			★		★
新保善作	加賀塩谷		★		★	●		
新波長四郎	加賀塩谷			★	★●		★	
菅野伝右衛門			●					
鈴木秀吉	越後新潟	★						
清野與平・青山松藏	越後新潟	★	★					
赤心株式会社浦河商店							★	
瀬戸文七		★		★●		●	★	
高垣武八		★						
高谷利右衛門					●			
高橋実蔵		●	★●		★●		●	
高橋新九郎					★			
高橋松太郎			★		★			
高橋與六				★				

1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

<表7> 続

商人名	所在地	21期	22期	23期	24期	25期	27期	30期
田口合資会社		●	●					
太刀川善吉			★					●
田中藤作	越後高田町		★					
田中総蔵			★					
田辺徳治郎	越後新潟		★	★	★	★●	★	★
長保丸文太郎					●			
辻久太郎						★		
鈴木常作			★					
天井清吉			●					
土井長五郎						★		
中井真一							●	
中林嘉助	越後新潟	★		★	★	★		
中原彦右衛門	信州下水内郡		★					
中村藤八	越後柏崎		★		★	★	★	
中山庄吉						★		
中山藤七郎	越後新潟	★	★	★	★	★		
波松宗太郎	加賀瀬越		★	●	★			
納屋清吉					★			
西沢宗五郎								★
西谷倉吉				★				
西谷巳之作			★					
西富三郎					★			
西野長一郎	加賀大聖寺			●				
西野常吉	加賀塩谷	●			★●		★	
西野六平				★	★	★		★
西巻時太郎	越後柏崎	★	★		★	★		
日本鉾油会社						★		
橋本吉次郎			★					
長谷川商店								★
早川庄吉				★				
林商会						★		
林清一	加賀大聖寺	★	★●	★●				
林藤松	越後新潟			★				
平野清治郎		★						
廣海二三郎	大坂江之子島	★	★		★	★		

落 合 功

<表7> 続

商 人 名	所 在 地	21期	22期	23期	24期	25期	27期	30期
広谷支店								●
藤沢竹次郎					★	★		
古川忠三						★		
北洋合資会社				★				
星野與三吉			★					
本多政三郎				★				
本間清志			●					
本間権八					★			
前崎寅蔵					★	★	★	
前田忠兵衛	越後柏崎					★		
牧口義方		●						
牧口義矩			★	●	★	●	★★●	★
増田為三郎						★		
増谷平七					●		●	●
増谷祐二			●	★★●		●		
松尾栄助			●			●		
松木末吉		●	●	●	●			
松田與市						★		
松村伊右衛門		★★●		●	★★●			
松村津祐						●	●	
松本商店小樽支店								●
三木七右衛門				★				
三島岩松				●	●			
溝口善作								★
宮沢文蔵	越後並木町				★			
宮島丸喜一郎					●	★		
明神丸佐藤市五郎	越後新潟							★
盛塩株式会社	越後直江津		★		★		★	★
森山與五郎								★
八木仁三郎						★		★
薬師寺教三				●				
矢崎常三郎							●	
矢島吉五郎	越後直江津		★		●		★	★
藪平吉（太神丸）	越後新潟			●			●	
山岸喜藤太	越後柏崎	★						



1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

<表7> 続

商人名	所在地	21期	22期	23期	24期	25期	27期	30期
山岸合名会社			★	★	★	★	★	
山口庄蔵	越後新潟		★	★	★			
山崎新兵衛								★
山崎寅治								★
山沢佐十郎 山田孫右衛門			★					★
山中新九郎							★	
合資会社	越後直江津	★	★	★	★			
山本久吉							●	
山本卓甫		★						
幸村源八		★	★		★			★
吉井幸太郎							●	
吉崎庄之助		★						
渡辺□太郎			●					
渡辺五平			★		★			

●は肥料を取引品目としていた商人

★は塩を取引品目としていた商人

第21期は、1899年度下半期

第22期は、1900年度上半期

第23期は、1900年度下半期

第24期は、1901年度上半期

第25期は、1901年度下半期

第27期は、1902年度下半期

第30期は、1904年度上半期

橋本家文書参照

の要因について、返り荷を選ぶということがしばしば指摘されることだが、食塩商会が取り扱った肥料の仕出し地を示した<表8>を参照すると、北海道産がほとんどで、必ずしも尾道へ回送される仕出し地と、尾道から塩を回送する仕入地とは一致していない。実際、<表7>を参照しても、肥料を荷下ろししている商人（●）と、塩を購入している商人（★）とは、必ずしも一致していない。塩と肥料の取引は、食塩商会にとって重要な集散品として位置付けられるものの、返り荷といった表裏の関係として存在するものでは必ずしもなかったのである。

なお、<表9>は、「松永塩商社会積料」という項目で俵数と金額が記載されたものを抜き出したものである。食塩商会における口銭収入は、この「会積料」を加算したものとなっている。同史料からは、「会積料」の内容について、よくわからないことも多いが、当該期の食塩商会の取扱俵数とこの俵数を加算すると、当該期の食塩商会の取扱量を大きく上回っている。こうして考えると、食塩商会自体は仲介せず、松永塩商社へ積み出しを委託したものと

<表 8> 食塩商会受入肥料仕出先別一覧

年代	肥料仕出先	肥料名	量	汽船	帆船	
1900年度 (00年3月～01年2月)	北海道	羽鯨	13,500束			
		鯨粕	18,681本			
		子粕	1,604本			
		雑粕	90本			
		鯨鯨	260本			
		身欠鯨	4本			
		三ツ石	昆布	447束		
	志 苔	昆布 鯨粕	2,520束 1,035俵			
1902年度 (02年3月～03年2月)	北海道	干鯨	348俵			
		煎子	22俵			
		越 後	小豆	56俵		
		越 中	米	144俵		
		朝 鮮	大豆	120俵		
		越 後	石油	100函		
		羽鯨	47,161束	16,212束		
鯨粕		11,707本	6,022本			
子粕		1,796本	1,503本			
雑粕		118本				
不撰		41本				
荏胡粕		14俵	14俵			
鯨鯨		40本				
身欠鯨	21本半					
昆布	513束	513束				
北海小豆	400俵	400俵				
北海大豆	600俵	600俵				
尾道港陸揚北海道肥料	羽鯨	348,390束	39,016束	309,374束		
	鯨粕	84,569本	28,035本	56,534本		
	子粕	10,393本	5,741本	4,652本		
	雑粕	2,061本	14本	2,047本		
	船数	90艘	16艘	74艘		

橋本家文書参照

1902年度の記載で「北海道」と記載された項目の商品は、尾道港で陸揚げせず、各地に再移出したものと考えられる。

して考えられるだろう。そして、その紹介料が「会積料」として松永塩商社から支払われたものと考えられる。

1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

<表9> 各期ごと松永塩商社会積料

期	年	俵数	金額 (円)
第21期	1899年度下半期	23,600.40	161.6
第22期	1900年度上半期	76,337.00	591.0
第23期	1900年度下半期	29,500.00	246.0
第24期	1901年度上半期	57,047.00	461.0
第25期	1901年度下半期	23,463.00	129.0
第27期	1902年度下半期		238.0

橋本家文書参照

### 三. 食塩商会の経営

食塩商会の経営の特徴について、<表10>から<表14>を参照しつつ、述べていくことにしたい。

<表10> 1899年度下半期から1904年度上半期まで、食塩商会の取扱品目と数量

期	時期	項目1	項目2	取扱品目	数量
第21期	1899年度下半期	買之部	食塩本俵数	食塩本俵	109,172俵
			雑品個数		39,698函
第22期	1900年度上半期	売之部	肥料個数	鯀粕	4,604本
				羽鯀	27,276束
		雑粕	38本		
		子粕	948本		
不撰	13本				
雑品個数	鯀鯀種	459本 346呔			
第22期	1900年度上半期	買之部	食塩本俵数		87,645俵
			雑品個数	空罐 空豆 柿渋	28,847函 428呔 20挺
		売之部	肥料個数	五島干鯀	347俵
				羽鯀	4,376束
浮子粕	848本				
鯀粕	8,879本				
箇鯀	1,211個				
白子	1本				
雑品個数	手子煎	22俵			
越後小豆	56俵				
身欠鯀	4本				
越中米	144俵				

落 合 功

<表10> 続

期	時 期	項目 1	項目 2	取扱品目	数 量
第23期	1900年度下半期	買之部	食塩本俵		107,206俵
			雑品個数	空罐 空豆 白砂糖	14,450函 60俵 10挺
		売之部	肥料個数	鯀粕 子粕 羽鯀 鯀粕 雑粕	10,011本 776本 16束 1,035俵 50本
			雑品個数	朝鮮大豆 鯀鯀 昆布 石油	120俵 255本 2,967束 100函
第24期	1901年度上半期	買之部	食塩本俵		138,496俵
			雑品個数	空罐 空豆 叭 繩	42,400函 170叭 30叭 10束
		売之部	肥料個数	鯀粕 箇粕 羽鯀 子粕 雑粕 浜干鯀 身欠鯀 数の子	20,089本 718個 16,067本 505本 45本 70俵 15本 1本
			雑品個数	小豆 大福豆	500俵 5俵
第25期	1901年度下半期	買之部	食塩本俵数		86,296俵
			雑品個数	空豆 空罐 繩苴	100叭 33,472函 14個
		売之部	肥料個数	羽鯀 鯀粕 雑粕 干鯀	536束 3,600本 150本 225俵
			雑品個数	鯀鯀 昆布 北海小豆 朝鮮大豆	208本 47束 950俵 826俵
第27期	1902年度下半期	買之部	食塩本俵		45,579俵
			雑品個数	空罐 白小豆 米	20,250函 488俵 300俵
		売之部	肥料個数	羽鯀 束鯀粕 出子粕	16,294束 5,280本 1,254本

1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

<表10> 続

期	時 期	項目 1	項目 2	取扱品目	数 量
第27期	1902年度下半期	売之部	肥料個数	不撰 雑粕	41本 111本
			雑品個数	昆布 身欠鯡 数の子	513束 22本 40本
第30期	1904年度上半期	買之部	食塩本俵		63,271俵
			雑品個数	空罐 空豆 豆	1,300函 620呔 3呔
		売之部	肥料個数	羽鯨 鯡粕 子粕 鱈粕	11,127束 3,997本 37本 191本
			雑品個数	朝鮮大豆	694呔

橋本家文書参照

<表10>は、各年度ごとの取扱商品の量を示したものである。食塩を主体としながら、肥料も多く扱われていることがわかるだろう。肥料の多くは、北海道産であったことは、先に指摘した通りである。また、上半期と下半期で取り扱いの性格は異なるものの、取り扱う食塩の総量が1899年度・1900年度下半期が、それぞれ11万俵弱であったのが、1901年度下半期は8万6000俵余り、1902年度下半期は4万5000俵余りと減少している。実際、口銭収入としても（<表11><表12>）、塩などを扱い品目の対象とした買口銭と、肥料を主たる対象と

<表11> 1900年度上半期から1904年度下半期まで、口銭収入決算表

時 期	買 口 銭				売 口 銭			
	仕切金	払渡金	差引金額	金額	仕切金	払渡金	差引金額	金額
1900年度上半期	117,791.44	115,669.87	2,121.57	2,431.20	67,206.78	65,228.45	1,978.33	1,604.54
1900年度下半期	86,541.73	85,052.05	1,489.68	1,177.13	104,254.10	101,363.26	2,890.84	1,837.33
1901年度上半期	117,713.33	115,556.52	2,156.81	1,934.45	162,633.79	157,072.41	5,561.38	3,063.58
1901年度下半期	80,866.09	79,571.78	1,294.31	954.25	41,507.11	40,597.66	909.45	503.65
1902年度下半期	53,764.86	52,943.10	821.76	919.8	60,502.90	58,570.72	1,932.18	1,239.76
1903年度上半期				2,654.52				1,330.38
1903年度下半期				1,378.35				1,764.47
1904年度上半期	53,913.69	52,123.68	1,790.01	1,345.68	61,477.74	60,263.87	1,213.87	645.55

差引金額と金額の違いは、諸費用を差し引いているか否かの違い  
橋本家文書

落 合 功

<表12> 1900年度と1902年度における売仕切金と買仕切金

年 代	項目	項目 2	金 額
1900年度 (00年 3月～01年 2月)	売仕切金	肥料高	179,159.65
		雑品高	6,951.76
		合 計	186,111.41
	買仕切金	食塩高	202,199.21
		雑品高	19,073.71
		合 計	221,272.92
1902年度 (02年 3月～03年 2月)	売仕切金	肥料高	125,289.40
		雑品高	4,445.85
		合 計	129,735.25
	買仕切金	食塩高	134,418.48
		雑品高	19,770.72
		合 計	154,189.20

橋本家文書

<史料13> 1900年上半期から1904年上半期まで、収支決算書

		1900年 上期	00年 下期	01年 上期	01年 下期	02年 下期	03年 上期	03年 下期	04年 上期	
収入	買口銭	2,431.20	1,177.13	1,934.45	954.25	919.80	2,654.52	1,378.35	1,345.68	
	売口銭	1,604.54	1,837.33	3,063.58	503.65	1,239.76	1,330.38	1,764.47	645.55	
	代理店手数料	70.54	57.18	90.66	63.09	41.28	70.75	40.38	95.73	
	収入利足	469.74	2,654.07	7,658.34	1,104.26	2,001.35	491.76	2,429.84	651.75	
	雑益	63.46	158.38	138.21	187.57	176.74	161.58	220.84	257.39	
	前季積立金損失金充当に付, 受入 買付金破約に付, 手付金抛棄に付受入 一時預り三口分, 以後支払を要さない金									4,767.64 185.80 87.49
	合計	4,639.48	5,884.08	12,885.24	2,812.82	4,378.93	4,708.99	5,833.88	8,037.03	
支出	支出利足	313.97	2,620.28	7,490.70	2,260.95	1,613.48	1,060.34	1,838.53	913.86	
	経費	1,706.61	1,600.25	1,706.82	1,386.61	1,272.37	1,429.24	1,447.53	1,275.38	
	客方未済六口到底損失に付, 控除								11,148.00	
	未済売掛六口到底損失に付, 控除								1,605.51	
	立替金壱口到底損失に付, 控除								100.00	
	仮払金壱口到底損失に付, 控除								184.50	
合計	2,020.58	4,220.53	9,197.52	3,647.56	2,885.85	2,489.58	3,286.06	15,227.25		
差 引	2,618.91	1,663.55	3,687.72	834.74	1,493.08	2,219.41	2,547.82	-7,190.22		
控除金		772.50		3,687.72		1,493.08	2,219.41	2,547.80		

橋本家文書

控除金の詳細については, 表15を参照

1900年前後の尾道市場の動向と食塩商会

<表14>1900年上期~04年上期までの貸借対照表

		1900年 上期	00年 下期	01年 上期	01年 下期	02年 下期	03年 上期	03年 下期	04年 上期
借方	売掛入金	66.564	205.112	258.612	45.270		6,032.870		1,000.000
	手付金	10,546.790	24,758.860	7,935.800	9,748.300	6,020.800	14,140.600	8,295.800	11,504.380
	借入金	31,250.000	134,020.000	52,385.000	33,150.000	22,290.000	25,665.000	39,109.000	28,960.000
	延売金	2,447.510	5,519.500		4,461.700	11,357.680		5,117.800	8,716.660
	買付代未済勘定	956.284	1.060	144.260	208.810		1,021.380	840.840	
	客方一時預り勘定	128.264	3,817.014	1,374.304	2,128.264	2,056.584	15,448.364	1,387.494	
	仮受勘定	13.083	750.000		73.780	0.740	2.150	6.920	
	積立金	1,697.681	3,314.085	4,767.637	4,767.637	4,767.637	4,767.637	4,767.637	
	出資金	20,000.000	20,000.000	20,000.000	20,000.000	20,000.000	20,000.000	20,000.000	20,000.000
	諸収入	4,639.483	5,884.084	12,885.240	2,812.820	4,378.934	4,708.990	5,833.880	
	総計	71,745.659	198,269.715	99,750.853	77,396.581	70,872.375	91,786.991	85,359.371	70,181.040
	貸方	買付支払金	9,068.655	36,124.327	16,006.360	21,732.830	25,084.900	9,484.290	35,472.950
貸付金		48,894.703	131,457.458	30,718.488	11,943.490	1,208.150	41,317.783	150.000	11,532.230
未済売掛金		2,079.267	18,791.833	40,583.710	10,153.655	14,487.244	3,117.754	20,951.144	10,003.720
客方未済勘定		4,069.835	133.820	327.250	17,759.380	16,520.785	25,431.924	13,893.097	2,344.050
客方一時繰替勘定		147.590	698.740	445.490	168.010	26.520	85.940	220.860	95.630
預け金					8,962.061	8,962.061	8,962.061	8,962.061	8,962.061
住友銀行当座勘定		2,237.540	613.440	226.010	228.840	11.130	4.470	17.310	480.360
六六銀行当座勘定		2,440.000	740.000	1,710.000	2,230.000	50.000	30.000	580.000	880.000
仮払金		337.859	293.815	225.750	323.320	424.540	287.100	443.850	9.660
現在金		449.634	5,195.750	310.275	247.435	1,211.195	576.089	1,382.039	387.589
諸支出		2,020.576	4,220.532	9,197.520	3,647.560	2,885.850	2,489.580	3,286.060	7,190.220
総計		71,745.659	198,269.715	99,750.853	77,396.581	70,872.375	91,786.991	85,359.371	70,181.040

橋本家文書

した売口銭を比較すると、取引額としては、売口銭と買口銭がほぼ同額であるといえる。食塩商会の本来的な扱い品目である塩が利益として必ずしも有効に機能していないことがわかるであろう。しかも、<表13>の「収支決算書」を参照すると、1901年以降、収入が支出を上回り、利益を上げているものの、貸付金の滞納などによる控除金が含まれることで、結局利益を見せていない。そして、1904年上半期には7200円弱の損失を生んでいる。<表14>の「貸借対照表」を参照してみよう。売口銭・買口銭の金額・量が高い1900年・1901年ごろは、借入金・貸付金が高くなっていることがわかるだろう。

借入金の様子について示した<史料3><史料4>を参照しよう。

<史料3>

借用金証書

金壹万式千円也

抵当品 鯨粕式千本 橋本蔵

前書之金額借用申処実正也、右御返済ノ儀ハ来明治三十年九月二十一日限元利無相違返

落 合 功

済可仕候、万一期限ニ至リ返金相滞候ハ、書面抵当品ハ其銀行へ御引上ケ被成御勝手ニ御売払ノ上、右代金ヲ以テ元利御取立被成、若過金有之候ハ、御渡可被下候、若又不足金相立候ハ、借主所有物ヲ御取押ヘノ上売払代金ヲ以御計算被成、尚右ニテモ不足ニ候ヘハ、連印ノ引受証人ヨリ償弁仕、毫末モ其銀行へ一切損耗相掛ケ申間敷、且期限中抵当品実価低下ノ節ハ、銀行ノ望ニ応シ入金又ハ増抵当差出シ可申候、將又此抵当品ニ付、万一非常ノ変災故障等有之候ハ、本人ハ不及申引受証人ニ於テ屹度引受償弁可仕候、為後日借用証書如件

明治三十年六月二十三日

借主 合名会社 食塩商会  
引受証人 天野又兵衛

第六十六国立銀行

<史料 4 >

第七六号

蔵出証書

荷主 食塩商会殿

一 鯧粕五百本

但三十年六月廿三日蔵入総数貳千本ノ内

右物品此手形引換本人エ御渡可有之候也

但蔵預り証ハ悉皆出切り之節此券ト交換返却可致候事

明治三十一年三月十六日

株式会社第六十六国立銀行 印

橋本吉兵衛殿

<史料 3 >は、第六十六国立銀行に対して食塩商会が橋本家の蔵に納められてある鯧粕2000本を抵当として、1万2000円を借用したものである。この借金は、漸次売払うことで、支払いがなされることとなっている。鯧粕2000本を売却しても、金額1万2000円に達しない場合は、天野又兵衛の方で支払うことが記してある。次に<史料 4 >を参照しよう。同史料を参照すると、第六十六国立銀行が先の1200円を貸出した際に担保としていた鯧粕2000本のうち500本を食塩商会に戻すことを示した史料である。恐らく、鯧粕1500本を販売した段階で、借入金であった1万2000円が販売されたことで、担保の必要がなくなり、鯧粕500本が食塩商会に戻されたものと考えられる。

次に貸付金の様子について、<史料 5 ><史料 6 >を参照してみよう。

<史料 5 >

(第壱号 為替金借用証)



一金壹百五拾円也 但シ利息百円ニ付一日参銭四厘

此引当鯧鯨四拾参本也

此貫壹千〇参拾四貫匁

右貨物ヲ引当トシ前記ノ為替金明治三十五年参月十七日期限ニテ正ニ借受候、就テハ貴殿ヨリ受領セシ委託貨物預り証ニ記載ノ各事項ハ総テ承認セシモノニ付返済方ハ該事項ノ通り履行可致為其借用証差入置候也

明治三十四年十二月十七日

合名会社食塩商会殿

借主 木下 忠

代り第二大神丸

木下 源十郎 印

<史料6>

第二号

為換金借用証

一豊後米六百三十貳俵也

備後米貳百五十四俵也

此量目元升三百二十七石四斗〇壹合五勺

此為換金貳千四百九拾八円七十銭〇八厘

但利足 百円ニ付一日四銭宛

右貨物相預ケ書面ノ為換金正ニ借用致シ候也、返済方其他総テ御商会ノ營業規則相守可申候、為其為換金借用証差入置候也

明治廿三年四月十一日

越後国直江津町

矢嶋吉五郎 印

備後尾道町

食塩商会御中

<史料5>を参照してみよう。木下忠は、鯧鯨43本を担保として、150円を借り入れている。この鯧鯨は、食塩商会から受け取ったものであり、物品を購入しても即時に支払も、物品の受渡しもなされていない。また、<史料6>を参照しよう。直江津町の矢嶋吉五郎が豊後米と備後米を購入した際にも、2500円近くを食塩商会から借り受けている。

このように、食塩商会は第六十六国立銀行を通じて資金の融通が行なわれ、蔵出しが行なわれている。尾道に寄港する船主もまた、商品の購入が行なわれたとしても、すぐに支払いや商品の積み入れが行なわれたわけではないことがわかるだろう。

借入金額や貸付金額が高いことは、取引が多くなされていることを示すに他ならない。しかしながら、こうした貸付金は、たまに支払が未済となり、結果として未済のまま控除され

落 合 功

<表15> 控除金額とその理由

年 代	項目	金額	控 除 理 由
1900年上半期		25.00	野崎紋蔵塩代目録尻損失につき控除
		10.00	尾沢平吉, 塩代目録尻損失につき控除
		67.14	山本茂俊売掛金損失につき控除
		190.40	高木龍蔵繰替金損失につき控除
		83.15	金井樫三郎前為替金損失につき控除
		0.73	砂田七五郎繰替金損失につき控除
		0.30	勇栄丸栄治郎繰替金損失につき控除
		395.78	島二蔵荷為替支払残り損失につき控除
	小計	772.50	
	1901年上半期		424.14
		3,263.58	貸主松木末吉物価下落の結果資産を失し, 為換金に不足を生じ, 容易に回収の見込なく, よって不足金高の内を控除
小計		3,687.72	
1902年下半期		1,493.08	貸主松木末吉物価下落の結果資産ヲ失し, 為替金の不足を生じ, 容易に回収の見込なく, よって不足金高の内を控除
	小計	1,493.08	
1903年上半期		30.00	鎌野忠五郎, 取替金なるも到底支払受ける見込無く, よって控除
		2.50	中村太助, 送金料なるも到底支払受ける見込無く, よって控除
		106.94	右近権左衛門, 湊船河ノ浦丸遭難に付繰替金入残りなるも, 払い受くる見込無く, よって控除
		7.71	吉崎庄之助, 塩代入金と直合損の差引不足なるも, 到底支払受ける見込無く控除
		3.50	高橋茂三郎, 空豆代目録尻金なるも到底支払受ける見込無く控除
		7.24	渡辺□太郎子粕代目録尻金なるも, 到底支払受ける見込無く控除
		2,061.52	貸主松木末吉物価下落の結果, 資産を失し, 為替金の不足を生じ, 容易に回収の見込無く, よって不足金高の内を控除
	小計	2,219.41	
1903年下半期		64.79	信益合資会社, 積送り食塩に損傷を生じたるに付, 到底支払を受ける見込なく, よって控除
		159.31	石原平右衛門, 積送り食塩に損傷を生じたるに付, 到底支払を受ける見込なく, よって控除
		152.91	岩崎寅蔵, 積送り食塩に損傷を生じたるに付, 到底支払を受ける見込なく, および前為替金延滞前到底支払を受ける見込なく, よって控除
		82.29	第六十六銀行, 前崎寅蔵殿送り食塩為替金延滞銭なるも, 到底支払を受ける見込なく, よって控除
		2,088.50	貸主松木末吉物価下落の結果, 資産を失し為替金の不足を生じ, 容易回収の見込なく, 依て不足金の高の内を控除
	小計	2,547.80	

橋本家文書

る場合を見ることができる。控除理由を示した<表15>を参照してみよう。1900年上半期を参照すると、為替金損失などにより控除がなされているが、それほど高額ではない。松木末吉が、価格の下落の結果、支払いを行なえず数度に渡って控除されている。同様に、雨宮嘉吉の倒産、右近権左衛門の遭難などによって、それぞれ控除の対象になっている。松木末吉も1901年上半期から1903年下半期にかけて為替金の不足により、控除金のことが記されているが、これに関して<史料7><史料8>を参照してみよう。

<史料7>

約諾証

一拙者ヨリ貴殿へ委託之鯨ノ粕其他雜粕ヲ担保トシテ荷為替及運賃并御立替金等借受候処、物価下落之為メ御請求通り補充金ノ内入金可致之処、自今手元不融通ニ付、来ル五月三十一日迄猶予御依頼候処、御承諾被下然ル上ハ期日無相違内入金可致ハ勿論、該物品売捌キニ就テハ照会ノ上、直段取極メ及貫目受渡シ等ノ時期ハ五月三十一日ノ前後ニ拘ラス、全部貴殿ニ一任シタルニ付、其売捌キノ結果荷為替金及運賃并利足其他諸立替金等ニ不足相直シ候時ハ貴店ノ計算ニ依リ其不足尻ハ保証人連帯之責任ヲ以テ速ニ弁償致スヘク素ヨリ毫モ御迷惑相懸ケ不申候、依テ其為メ保証人連帯ノ約諾証書差進候也

小樽区色内町三拾三番地

明治三拾四年四月式拾六日

貨主 松木 末吉

同区南浜町六丁目七番地

保証人 林 小次郎

備後国尾道市

食塩商会業務執行委員

橋本吉兵衛殿

<史料8>

契約証

一本年四月二十六日付ニテ松木末吉ヨリ差入ノ約諾証ニ基キ貴商会ノ計算ニ依リ其不足金松木末吉及ヒ拙者連帯ニテ支払可致ノ処金融都合ニ依リ此際一時ニ支払難出来ニ付、今般拙者罷出事情申述左ノ通り割払ノ方法ヲ以テ御依頼候処特別ノ御斟酌ノ上御承諾被下候ニ就テハ松本末吉ニ代り拙者ニ於テ割払期限ノ通り無相違支払可致候、若シ壱期ニテモ渋滞候時ハ割払方法ニ拘ラス、一時ニ御請求相成候トモ異議申立間希候、為其契約証差進候也

一金壱萬八千八百八拾壱円八拾壱銭 松木末吉ヨリ委託ノ魚肥料 売捌計算欠損金高  
但シ貴商会計算書之通り

此割払方法左ノ如シ

金四千円也	明治三十四年九月十五日限り支払約定
金参千七百弍拾円也	明治三十五年九月十五日限り支払約定
外ニ金七百四拾四円九銭	本年支払残り壹萬四千八百八拾壹円八拾壹銭ニ対スル壹ケ年分利足，前記期日支払約定
金参千七百弍拾円也	明治三十六年九月十五日限り支払約定
外ニ金五百五拾八円九銭	明治三十五年支払残壹萬壹千百六拾壹円八拾壹銭ニ対スル壹ケ年分利足，前記期日支払約定
金参千七百弍拾円也	明治三十七年九月十五日限り支払約定
外ニ金参百七拾弍円九銭也	明治三十六年支払残七千四百四拾壹円八拾壹銭ニ対スル壹ケ年分利足，前記期日支払約定
金参千七百弍拾壹円八拾壹銭也	明治三十八年九月十五日限り支払約定
外ニ壹百八拾六円九銭也	明治三十七年支払残参千七百弍拾壹円八拾壹銭対スル壹ケ年分利足，前記期日支払約定

以上

北海道後志国小樽南浜町六丁目七番地

明治三十四年七月一日 林 小次郎 印

第弍百弍拾四号

広島県尾道市土堂町

合名会社食塩商会業務執行社員

橋本吉兵衛殿

<史料7>を参照しよう。鯨ノ粕などを担保として荷為替や運賃などを立て替えていたの  
であるが、物価が下落したため、入金できず、不融通となっている。その結果、1万9000円  
近くを欠損金として計上している。<史料8>は、1901年から1905年にかけて分割して支払  
うことが決められている。ただ、実際は、ほとんど支払がなされていなかったことは<表15>  
に示す通りである。そして、1904年上半期の支出の項目を参照すると、「客方未済六口……」  
と記載され、控除額として1万1000円余りが計上されているのを筆頭に、売掛未済などによ  
り、合計1万3000円もの控除金を生み、結果として7000円以上の損失を出している。この1  
万3000円の控除金は、1904年上半期に生じた事態というよりも、1900年ごろにはすでに慢性  
的に生じていたものと考えられる。ただ、経営的な問題から、損失を生まないように帳簿で  
は、1901年以来、収入と支出を差し引いた利益分のみを控除金としていたものと考えられる。  
これらの船による塩購入は、買積により大量購入が行なわれることで、その後の価格変動に  
おいて経営が左右され、食塩商会はリスクを負うことになったのである。

最後に、この食塩商会について、橋本吉兵衛が代表社員であった天野半次郎に譲渡した内容を示した<史料9>を参照してみよう。

<史料9>

食塩商会譲り受ニ付取引勘定書

支払方

一金貳万円也	出資金
一金貳百四拾貳円拾五銭也	三十七年九月以後受渡ニ係ル 食塩及肥料越シ品ニ対シ 口銭三分ノ一金
一金貳百〇五円也	諸什器譲り受金
合計金貳万〇四百四拾七円十五銭也	

受取方

一金七千九拾円貳拾貳銭也	三拾七年八月三十一日 損益勘定尻欠損金
一金壹千五百円也	別紙証書ノ預ケ金二口
一金参拾円八拾貳銭也	三十七年八月ニテ勘定也 係ル船賃及電信料
合計金八千七百貳拾壹円〇四銭也	

残余金壹万七千七百貳拾六円拾壹銭也

右計算ニ依り残余金正ニ相渡シ候也

明治三十七年九月 合名会社食塩商会代表社員

天野半次郎 印

橋本吉兵衛殿

藤井與一右衛門殿

1904年9月20日に橋本吉兵衛が天野半次郎に対して領収証を提出していることを考えると、<史料9>の宛て先として記載されている藤井與一右衛門は直接金銭の授受には関わりのない保証人の様な人物であったと考えられる（松永塩商社株主）。同史料を参照すると、橋本吉兵衛が2万円出資していることがわかる。<表11>の「貸借対象表」における「出資金」の項目が2万円と記載されていることから、食塩商会は橋本吉兵衛の全額出資によるものであった。それが、1904年9月に食塩商会の代表社員天野半次郎に権利全てを譲り渡している。何故この時、橋本吉兵衛が食塩商会から身を引いたのかはわからない。考えられることとして二つ挙げられる。一つは、この年は、塩専売制を公布・施行する年に当たることから、塩専売制をきっかけに、食塩商会としての役割に終止符を打ったものと考えられる。もう一つ

は、多くの取引先から売掛金や貸付金の未払いが生じ、多額の欠損金を生んだことで経営的に見切りを付けたことが原因と考えられる。

## お わ り に

以上、900年前後における尾道塩商人の動向を食塩商會を例に明らかにしてきた。本論で明らかにした点を整理しておくことにしたい。

食塩商會は、社外船ともいわれる大阪や北前船主（商人）の依頼に応じて、各塩浜に存在した商業組織から塩を集荷し、販売することを業務としていた。この組織は、恒常的に塩を購入・保管したのではなく、社外船主（商人）の依頼に応じて期日までに塩を買い揃えておくといった性格のものであった。各塩浜の商業組織の整備を受けたものといえるだろう。

つまり、食塩商會は、北前船主の依頼に応じ尾道商人（橋本家）における第六十六国立銀行を背景とした一定度の資金力を背景に、周辺の塩を購入し、それを販売することで口銭収入を得ることが経営の基本であった。近世に見られる尾道塩商人は、問屋資本を背景に、産地を前貸金によって掌握し、販売することを基調としていた。それに対し、食塩商會は、こうした従来の尾道塩商人とは性格を異にし、各塩浜で登場した産地問屋を前提として、それらを北前商人の依頼に応じて集荷する存在であったのである。そしてこの販売形態は、松永塩商社の様に、製塩業者を基礎とした当時の塩商業組織においても、食塩商會による買付けは特約契約などにおける繁雑な手続きとは異なり、即時的に代金を得ることができる分、取引面に長所を見ることができたのである。

食塩商會は、社外船の依頼に応じた口銭収入を基調としていたが、その際、第六十六国立銀行から資金の借り入れが行なわれ、北前船主に対し貸付を行なっている。代金の授受は、その場で行われることもあったが、販売先に運ばれた後に支払われる場合や、食塩商會のもとで商品をしばらく預けておき、販売が決まり漸次積み出される段階で支払われることもあったのである。こうした点は、北前船主にも受け入れられ、尾道塩商人の成長をうながす要素となったが、その一方で、こうした点が、結果として価格の変動による損失や、相手会社の倒産・船遭難などによる事故によって、支払い未済のケースによる欠損を生むことにもなったのである。

（付記） 本稿は、2002年11月に開催された社会経済史学会中国四国部会（於山口大学）で報告したものを成稿したものである。当日参加された方々には、いくつかの助言を賜った。記して謝意を表したい。